

セーフティネット保証4号（災害等）認定の条件

本店の所在地（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が竹富町にある中小企業者で、下記の（イ）、（ロ）、（ハ）のいずれにも該当する方が、認定の対象となります。

（イ）申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（ハ）沖縄県信用保証協会の保証対象業種であること。

必要書類・申込み方法

- （1）中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（様式第4号）
2部ご提出ください。（1部認定書発行用、1部市控え用）※コピー可、ただし2部とも直接押印すること。
- （2）認定要件を満たす売上高の減少が確認できる書類の写し（試算表、売上台帳等）
- （3）3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署収受印のあるもの）の写し）
- （4）決算書の写し（直近1年分）
- （5）許認可等の写し（許認可業種のみ）

提出先：竹富町役場 政策推進課

受付時間：平日の8:30～17:15 ※12時～13時を除く